

	正										
	4	同令第13条の規定による新築方式等建築物の業者名簿の削除									
五	1	同法第44条第6項の規定による公営住宅等の建築等の国土交通大臣の承認の申請の受理及び当該申請に係る書面の国土交通大臣への送付									
			五	2	同法第49条第1項の規定による公営住宅の事業主体に対する指導監督						
六	1	同条例第3条の規定による県営住宅の入居者の公募 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所 (二) 中部総合事務所 (三) 西部総合事務所 及び庄原総合事務所 の所管区域に係るもの									
										中部総合事務所長	
										西部総合事務所長	
六	2	同条例第4条の規定による県営住宅の公募によらない入居者の決定 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所 (二) 中部総合事務所 (三) 西部総合事務所 及び庄原総合事務所 の所管区域に係るもの								東部総合事務所長	
										中部総合事務所長	
										西部総合事務所長	
六	3	同条例第5条第2項及び第31項の規定による県営住宅入居者の選考に係る調査及び村町長への意見照会 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所 (二) 中部総合事務所 (三) 西部総合事務所 及び庄原総合事務所 の所管区域に係るもの								東部総合事務所長	
										中部総合事務所長	
										西部総合事務所長	
六	4	同条例第6条及び第7条の規定による県営住宅の入居者の選考及び決定 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所 (二) 中部総合事務所 (三) 西部総合事務所 及び庄原総合事務所 の所管区域に係るもの								東部総合事務所長	
										中部総合事務所長	
										西部総合事務所長	
五	1	同条例第8条第1									

	(三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									西部総合事務所長
11	同条例第9条の3第1項又は第4項の規定による入居の承認の承認 (一) 東部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
12	同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (一) 東部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
13	同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定の更正及び通知 (一) 東部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
14	同条例第11条の規定による敷金の徴収 (一) 東部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
15	同条例第12条の規定による家賃の減免若しくは徴収の猶予又は敷金の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄原総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
16	同条例第14条第2項の規定による県営									

<p>(二) 中部総合事務所 の所管区域に係 るもの (三) 西部総合事務 所及び北東総合事 務所の所管区域に 係るもの</p>																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

	務所の所管区域に係るもの (3) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									務所長 西部総合事務所長
34	同条例第24条の9の規定による特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ又はロに掲げる者による県営住宅の管理許可 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
35	同条例第24条の11の規定による同条例第24条の9の規定により使用供される県営住宅の賃貸の決定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
36	同条例第24条の13第21頁の規定による自転車等の移動等の命令 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
37	同条例第24条の15第21頁の規定による県営住宅連棟車の使用者の規定 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
38	同条例第24条の16第11頁の規定による自転車等排車の搬入 (一) 東部総合事務所及び中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長

	所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									務所長
	39 同条例第24条の16第3項の規定による駐車費等料の徴収の免除 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	40 同条例第24条の16第4項の規定による駐車費等料の徴収の猶予 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	41 同条例第24条の18第1項の規定による県営住宅管理費の使用上の障害を失った者等に対する県営住宅管理費の明渡し請求									
	42 同条例第25条の規定による住宅管理人の選置 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	43 同条例第26条の規定による管理の代行									
七 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和57年鳥取県規則第70号)に基づく知事の権限に属する事務(同規則第19条の規定により鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例第2の左欄に掲げる県営住宅(共同施設を含む。)について右欄に	1 同規則第13条の規定による同居者の異動届の受理 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所の所管区域に係るもの (三) 西部総合事務所及び庄屋等総合事務所の所管区域に係るもの									東部総合事務所長 中部総合事務所長 西部総合事務所長
	2 同規則第16条の8の規定による県営住宅管理費の使用者変更の承認 (一) 東部総合事務所及び西条総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中部総合事務所									東部総合事務所長 中部総合事務所長

掲げる市町村と協賛して定めた事務に関するものを除く。）	所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び仁垂総合事務所の所管区域に係るもの								務所長 西伯総合事務所長
八 鳥取県特別県営住宅の設置及び管理に関する条例(昭和43年鳥取県条例第5号)に基づく事務	1 同条例第4条の規定による特別県営住宅の入居者の公募								総合事務所長
	2 第6条の規定による特別県営住宅の家賃の徴収 (一) 東伯総合事務所及び西伯総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中伯総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び仁垂総合事務所の所管区域に係るもの								東伯総合事務所長 中伯総合事務所長 西伯総合事務所長
	3 第6条の2の規定による収入状況の報告の請求等 (一) 東伯総合事務所及び西伯総合事務所の所管区域に係るもの (二) 中伯総合事務所所の所管区域に係るもの (三) 西伯総合事務所及び仁垂総合事務所の所管区域に係るもの								東伯総合事務所長 中伯総合事務所長 西伯総合事務所長
	4 同条例第7条の規定による住宅管理人の設置								総合事務所長
	5 同条例第8条において準用する鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例に基づく事務のうち次に掲げるもの (一) 同条例第6条及び第7条の規定による特別県営住宅の入居者の選考及び決定 (二) 同条例第8条第11項の規定による特別県営住宅の入居前欠者の決定 (三) 同条例第9条第11項第1号の規定による保証人の適否の認定 (四) 同条例第9条第21項の規定による保証人の残余の認定 (五) 同条例第9条第31項の規定による特別県営住宅の入居の取消し (六) 同条例第9条第41項の規定による入居前日付の通知 (七) 同条例第9条の2の規定による同居の承認 (八) 同条例第9条の5第2項の規定による収入額の認定及び通知 (九) 同条例第9条の5第3項の規定による収入額認定								総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長 総合事務所長

18	同法第10条第2項の規定による敷居に係る措置をとることの命令									総合事務所長
19	同法第10条第3項の規定による保安上危険であり、又は衛生上有害である建築物等の結露等の命令									総合事務所長
20	同法第11条第1項の規定による公益上著しく支障がある既存の建築物が結露等の命令									総合事務所長
21	同法第12条第5項の規定による建築物の燃焼構造等の報告の請求									総合事務所長
22	同法第14条第1項の規定による国土交通大臣に対する助言等の要求									
23	同法第14条第2項の規定による建築主事を置く市町村長に対する助言等の実施									
24	同法第15条第4項の規定による建築設計の作成及び建築建築法の国土交通大臣への送付									
25	同法第16条の規定による建築主事を置く市町村長に対する報告等の要求									
26	同法第17条第3項及び第10項の規定による市町村長に対する必要な措置をとるべきことの指示									
27	同法第18条第2項第1号の規定による検査済証の交付前の建築物の取壊しの承認									総合事務所長
28	同法第18条第3項の規定による取壊しの違反建築物に係る通知及び要請									総合事務所長
29	同法第18条の2第1項の規定による構造等適合性判定機関の指定									
30	同法第22条第1項の規定による区域の指定並びに同条第2項の規定による当該区域の指定について、都道府県都市計画審議会の意見の取扱い及び関係市町村の同意の取得									
31	同法第42条第1項の規定による道路の幅員を6メートルとする区域の指定									
32	同法第42条第1項第4号の規定による道路法による道路の新設等の事業計画のある道路の指定									総合事務所長

33	同法第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定										総合事務所長
34	同法第42条第2項の規定による幅員4メートル未満の道の指定										
35	同法第42条第3項の規定による土地の状況によりやむを得ない場合における水平距離の指定										
36	同法第42条第4項の規定による道路の指定										総合事務所長
37	同法第43条第1項ただし書の規定による建築物の敷地の接道要件を適用しない建築物の建築の許可										総合事務所長
38	同法第44条第1項第2号及び第4号の規定による道路内等における建築物の建築等の許可										総合事務所長
39	同法第44条第1項第3号の規定による地区計画区域内の道路の上空等における建築物の建築の認定										総合事務所長
40	同法第45条第1項の規定による用途の変更等の禁止又は制限										総合事務所長
41	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定及び同条第3項の規定による公示										総合事務所長
42	同法第46条第1項の規定による壁面線の指定に係る利害関係を有する者からの意見の聴取										総合事務所長
43	同法第47条ただし書の規定による壁面線を越えた柱脚の柱等の建築の許可										総合事務所長
44	同法第48条第1項から第3項までに掲げる用途地域内における建築物の建築の許可										総合事務所長
45	同法第48条第4項の規定による用途地域内に建築物を建築することができる場合等の許可に係る利害関係を有する者からの意見の聴取及び同条第5項の規定による公示										総合事務所長
46	同法第51条ただし書の規定による街区市景等の新築等の許可										総合事務所長
47	同法第52条第1項第6号の規定による容積率の指定										
48	同法第52条第2項の規定による前取道										

